

密集市街地において、官民が連携した協議会の策定する密集市街地総合防災計画に基づき、防災対策とあわせて、多様な世帯の居住や地域の生活基盤の強化など、密集市街地における総合的な環境整備を推進する。

事業要件

- ・複数の主体（地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者、地域防災組織等）が連携する協議会があること
- ・区域に係る整備計画を策定すること 等

対象事業

住宅戸数密度が一定以上等の要件を満たす密集市街地において、整備計画に基づき行われる、以下の事業

- ① 社会資本整備総合交付金の基幹事業等の交付対象となる事業（補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。）
住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、狭あい道路整備等促進事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、空き家再生等推進事業、都市防災総合推進事業、都市再生区画整理事業、街路事業、都市公園・緑地等事業
- ② 以下の補助事業（民間事業者等に対する直接補助、補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。）
防災・省エネまちづくり緊急促進事業、スマートウエルネス住宅等推進事業
- ③ 総合防災促進事業

補助率

- ① 各事業の補助率、補助限度額に準じる。
 - ② 各事業の補助率、補助限度額に準じる。
 - ③ 地方公共団体：国1/2
それ以外：国1/3、地方1/3
※整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。
- 以下の事項は、従来の事業（国1/3、地方1/3）よりも高い補助率を適用
- 地区公共施設整備：国1/2、地方1/2
※民間事業者が行うもので、整備後に地方公共団体が管理するものに限る。
 - 住宅・建築物の共同施設整備：国2/3、地方1/3

事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等

